

直営保養助成の助成金額と申請方法が変わります。

共済組合では、保健事業の一つとして組合員とそこご家族の皆さまの心身のリフレッシュを目的に、直営保養助成事業を行っています。組合員とそこご家族の皆さまが宿泊した場合、利用料金から助成金額が差し引かれます。

令和5年度から助成金額が対象者1人につき4,000円から5,000円に変更されます。また、直営保養助成の申請方法について、所属所担当課より証明を受ける方法から、申請書を当組合のホームページからダウンロードし、直営保養所のフロントで本人確認を受ける方法に変更します。本人確認ができない場合、助成を受けることはできません。

【直営保養助成の内容】

- ・助成対象者：組合員、被扶養者、被扶養者でない配偶者、同居する父母、同居する子（小学生以上）
- ・助成金額：対象者1人につき5,000円
- ・年度内使用限度：なし(1回の使用につき3連泊まで)

【様式】

- ・ [直営保養助成申請書](#)
- ・ [直営保養助成申請書（記入例）](#)

【直営保養助成（むつみ荘・うしお荘）の受け方】

- ① 上記の「直営保養助成申請書」をダウンロードし、必要事項を記入してください。
- ② 組合員や被扶養者の方
組合員証または組合員被扶養者証を準備してください。
- ③ 被扶養者でない配偶者、同居する父母、お子さん（※1）は本人が確認できる身分証明書（※2）を準備してください。

※1 お子さんは小学生以上が対象となります。

※2 本人確認ができる身分証明書とは、マイナンバーカード・運転免許証・運転経歴証明書・健康保険等被保険者証、介護保険被保険者証・年金証書・学生証等です。



チェックイン時、①~③を直営保養所のフロントに提出・提示してください。助成対象者お一人5,000円の助成を受けることができます。

【直営保養助成（会議室利用）の受け方】

会議室の利用を伴う宿泊の場合、下記の方法で直営保養助成の申請をすることができます。

【様式】

・ [直営保養助成申請書（会議利用）](#)

- ① 上記の「直営保養助成申請書（会議利用用）」をダウンロードし、必要事項を記入し、チェックイン時に直営保養施設のフロントへ提出してください。
- ② 利用代表者の組合員証を準備・提示してください。
- ③ 会議参加者の氏名及び組合員証記号番号がわかる会議出席者名簿を添付してください。

<注意事項>

- ① 会議出席者名簿に組合員証記号番号が明示されていない場合には、助成対象者の組合員証記号番号を書き入れてください。
- ② 直営保養助成申請書を提出し、助成を受けることもできます。その際は、助成対象者全員の組合員証の提示が必要です。

お願い

直営保養助成券は、使用上の注意事項をよくご覧のうえ、ご使用ください。共済組合では、直営保養助成券が上記のとおり正しく使用されているかの確認を行っています。

誤った使用がなされた場合や、共済組合が不適切な使用と認めた場合は、助成金を返還していただくことになります。

利用対象者等について、確認のため所属所に問い合わせる場合もあります。

詳しくは、所属所の共済組合事務担当課又は共済組合保健課健康係(TEL023-622-6902)までお問い合わせください。